

飯網町水道事業の設置等に関する条例

平成17年10月1日条例第137号

改正

平成18年3月24日条例第20号

平成20年3月24日条例第14号

飯網町水道事業の設置等に関する条例

(水道事業の設置)

第1条 生活用水その他の浄水を町民に供給するため、水道事業を設置する。

(経営の基本)

第2条 水道事業は、常に企業の経済性を発揮するとともに、公共の福祉を増進するように運営されなければならない。

2 給水区域、給水計画人口及び1日最大給水量は、別表に定めるとおりとする。

(組織)

第3条 地方公営企業法(昭和27年法律第292号。以下「法」という。)第7条ただし書及び地方公営企業法施行令(昭和27年政令第403号)第8条の2の規定に基づき、水道事業に管理者を置かないものとする。

2 法第14条の規定に基づく、水道事業の管理者の権限に属する事務を処理させるため、上下水道課を置く。

(重要な資産の取得及び処分)

第4条 法第33条第2項の規定により予算で定めなければならない水道事業の用に供する資産の取得及び処分は、予定価格(適正対価を得てする売払い以外の方法による譲渡にあっては、その適正な見積価格)が700万円以上の不動産若しくは動産の買入れ若しくは譲渡(不動産の信託の場合を除き、土地については1件5,000平方メートル以上のものに係るものに限る。)又は不動産の信託の受益権の買入れ若しくは譲渡とする。

(議会の同意を要する賠償責任の免除)

第5条 法第34条において準用する地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の2の規定により水道事業に従事する職員の賠償責任の免除について、議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が10万円以上である場合とする。

(議会の議決を要する負担付きの寄附の受領等)

第6条 水道事業の業務に関し法第40条第2項の規定に基づき条例で定めるものは、負担付きの寄附又は贈与の受領でその金額又はその目的物の価格が30万円以上のもの及び法律上町の義務に属する損害賠償の額の決定で当該決定に係る金額が10万円以上のものとする。

(業務状況説明書類の提出)

第7条 管理者の権限を行う町長(以下「管理者」という。)は、水道事業に関し法第40条の2第1項の規定に基づき、毎事業年度4月1日から9月30日までの業務の状況を説明する書類を11月30日までに、10月1日から3月31日までの業務の状況を説明する書類を5月31日までに提出しなければならない

い。

2 前項の業務の状況を説明する書類には、次に掲げる事項を記載するとともに、11月30日までに提出する書類においては前事業年度の決算状況を、5月31日までに提出する書類においては同日の属する事業年度の予算の概要及び事業の経営方針を、それぞれ明らかにしなければならない。

(1) 事業概況

(2) 経理状況

(3) 前2号に掲げるもののほか、水道事業の経営状況を明らかにするため、管理者が必要と認める事項

3 天災その他やむを得ない事故により、第1項に定める期日までに同項の業務の状況を説明する書類を提出することができなかつた場合においては、管理者はできるだけ速やかにこれを提出しなければならない。

附 則

この条例は、平成17年10月1日から施行する。

附 則(平成18年3月24日条例第20号)

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

附 則(平成20年3月24日条例第14号)

この条例は、平成20年10月1日から施行する。

別表（第2条関係）

（1）牟礼地区上水道

給水区域		給水計画人口	1日最大給水量
大字	字		
平出	東浦及び川流 八ツ塚、家岸、西浦、鍛治久保、長山、長山腰及び行人塚の一部	7,460人	3,470立方メートル
豊野	大原、向山、番匠、大日影、宮下、大久保、平出口及び北ノ原の一部		
牟礼	壱ツ塚、東前坂、北谷地、東原、下平、山ノ神、吹上、水上及び居村 東四ツ屋、谷地、橋詰、坂上、西前坂、中島、地藏堂、西四ツ屋、七割、表町、中高山、西小向、東小向、城山、本塚、惣内窪、古屋敷及び裏町の一部		
小玉	裏町、立石、土府、西屋敷添、山道、豊橋、上稲並及び下稲並 飯塚、寺屋敷及び山袖の一部		
黒川	浦山、八蛇川、庚申塔、東之腰、広瀬及び薬師堂 庚申山、向谷地、向山、中谷地、櫻田、原田、前田、町田、市楽、返町、大宮、東土浮、北之台及び殿屋敷の一部		
袖之山	西久保 大下、高山、東、峯、浦ノ久保、舟石及び成合の一部		
地藏久保	屋鋪添 道上及び北原の一部		
坂口	地藏久保、下ノ向、大下及び屋敷添の一部		
高坂	北山根 中島、中平、西原、矢地田、前田、下原、熊谷地、中原、樋之入、西之入及び小林の一部		
川上	川原、中夏川、山道、四ツ屋、柳原、中島及び中町 谷地、北屋敷、築地、下田浦、屋敷添、八蛇口、		

	前田、返田、山ノ神、茶磨山、向、宮下及び靈仙寺山の一部	
柳里	コブシノ木、屋知田及びドブ南、屋敷添、石原、小丸山、向田、大道添、仲島、上ノ山、清水及び蟹原の一部	
古町	久称下 北屋知、前田向、小丸山、越後道、上ノ山、林畔、前田、屋敷添及び樽川の一部	

備考 字大原は、長野県住宅供給公社の造成した団地とし、字靈仙寺山の中の別荘地は、長野県企業局及び旧牟礼村の開発した保健休養地とする。

(2) 三水地区上水道

給水区域		給水計画人口	1日最大給水量
大字	字		
普光寺	雁俣、向山、東沢、焚荒、袖ノ窪、御塔頭、上原、菖蒲田、土手裏、塩ノ入、久留馬、舟久保、原田、堰下、堰添、夫田、田島、西原、東原、下平、久保、善知鳥、柳原、中堰添、古城、岩袋、西堰添、富士塚、川入、横山、立野、飯綱堂及び下小丸の一部とする。	6,000人	2,700立方メートル
芋川	山崎、角瀬川、土井尻、町前田、寺村、塩ノ入、町浦、町、石田、下土浮、東原、東光寺、田中、上土浮、中峯前田、中峯、山ノ神、大宮原、野畦、堂崎、健久田、寺久保、中村、角田、小野、御所平、京楽、下り松、山王林、百々、伊豆ケ入、井ノ口、若宮、前ノ入、入道、市ノ口、堀越、溝口、日向及び水穴の一部とする。		
倉井	宮平、上沖、上手、大平、中沖、日向、今田、鳥ノ山、山崎、下沖、塚畑、一里山、三ツ屋、関取場、松木下、名前沢、袖久保、大峯、清水、峯、久保、日影、地藏峯、地藏久保、揚原、西山、土手、南、梨ノ木、小土井、上ノ山、土浮、石佛、狐沢、浮石、岩崎、崩、釜淵、覗、西原、古市、堀割、古堰下、松ノ木、大道下、大明神、赤渋、泥ノ木、中畑、林外、大原、堰下、東原、吹上、山田林、櫛林、菖蒲池、一ツ家、山外、東山及び大久保の一部とする。		
川谷	上道、風坂、辻、宮ノ浦及び飛石の一部とする。		
赤塩	日箱、扇平、山ノ神、黒ノ田、伊勢宮、馬場脇、大西原、西原、境ノ峯、庚申、湯河原、下曾峯、毛見、大平、岩清水、馬牧場、曲坂、毛野、泉平、中毛野、林中、西之沢、柳沢、川手、下赤塩北、下赤塩南、中蟹沢、前坂、鴨田、沖、大久保、日影林、経塚、十王堂、森下、原林、竹原、北村、芦久保、寺浦及び柳原の一部とする。		

東柏原	前田、塔場、五枚田、五輪堂、桑ノ木、原、川手、石畑、野田、社口、下前田及び向田の一部とする。		
-----	--	--	--